

保護者の皆様へ

保育料（利用者負担額）のお知らせ

川崎市こども未来局
子育て推進部保育対策課

1 令和3年4月～令和3年8月の保育料について

(1) 保育料は、父母の令和2年度市町村民税所得割の合計額、お子さんの支給認定区分(1号～3号)、保育必要量(標準時間・短時間)、きょうだい区分(第1子～第3子)によって、本市が設定した負担区分(A、B、C1～C25)に応じて決定します。ただし、市町村民税所得割の計算上、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等は適用されません。

※ 父母の収入が生活保護水準以下の場合には、同居している祖父母の市町村民税額を算定に含む場合があります。

※ 平成31年(令和元年)中に海外に在住していた方等は、区役所にて税額を推定計算しています。

(2) 市町村民税が未申告の場合は、保育料は最高階層(C25)となります。

(3) 保育料は月のうち1日でも在籍していれば月額が発生します。保育所等を欠席した場合でも、保育料の減免等はありませんので予めご了承ください。

2 ひとり親世帯等への保育料軽減について

一定所得未満のひとり親世帯・多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、次の対象者の方には保育料の減額措置を実施しています。

(1) 次のアからカのいずれかに該当する世帯は、市町村民税所得割合計額が 77,100円以下(※1) の場合、保育料は無料となります。

- ア ひとり親世帯
- イ 身体障害者手帳の交付を受けている者(※2)がいる世帯
- ウ 療育手帳の交付を受けている者(※2)がいる世帯
- エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(※2)がいる世帯
- オ 特別児童扶養手当の支給対象児童(※2)がいる世帯
- カ 障害基礎年金の受給者(※2)がいる世帯

(2) 2号認定児童・3号認定児童については市町村民税所得割合計額が 57,700円未満(※1) の場合、1号認定児童については市町村民税所得割合計額が 77,100円以下(※1) の場合、保育料の算定に当たって第何子かを決定する際の算定対象児童の年齢制限がなくなります。

※1…父母の収入が生活保護水準以下の場合において、同居している祖父母の市町村民税額を算定に含むことでその合計額が基準額を超える場合には、本減額措置は適用されません。

※2…特定施設等に入所している場合は対象となりません。また、これらイ～カに該当する世帯の減額措置は、お住まいの地区の区役所児童家庭課、健康福祉ステーション児童家庭サービス担当に届出をしていただくことで適用されます。(届出は毎年度必要となります。)

3 保育料の納入方法について

(認定こども園、小規模保育、家庭的保育、他市町村の公立施設は施設の定める方法です。)

(1) 保育料の納入は口座振替による納付を原則としていますが、コンビニエンスストア等でのお支払いをご希望される場合には、納入通知書を毎月下旬に施設を通じて配布しますので、翌月2日までに納入してください。

納期限までに納付がない場合や、残高不足等で口座振替が完了しなかった場合は、翌月に期限を指定して督促状及び納付書を、施設を通じて配布します。(翌月以降の再振替はできません。)

※ 口座振替手続きが完了した方には、「口座振替開始のお知らせ」を、施設を通じて配布します。お知らせが届くまでは納入通知書を発行いたしますので、金融機関の窓口又はコンビニエンスストア等での納入をお願いします。

(2) 口座振替に利用している口座を変更されたい場合には、各保育所等、各区役所・支所に書類を備えていますので、ご記入の上、新たに口座振替を利用される金融機関へ提出してください。

(3) 延長保育料、3歳以上児の給食費等については、保育料に含まれていないため、各施設の定める方法で各施設にお支払いください。

○モバイルレジでの納付について

令和2年4月から、保育料がモバイルレジで納付できるようになりました。



納付書のバーコードをスマートフォンのカメラで撮影して
モバイルバンキングで支払えるサービスです。

詳しくはこちらをご覧ください→



4 保育料が変更になる場合

※ 次の場合には、区役所にご連絡ください。

(1) 市民税の修正申告等を行い、市民税額が変更された場合には、保育料を変更します。(現年度分の保育料に限ります。)

(2) 世帯構成の変更(婚姻・離婚等)や、きょうだい児の幼稚園等への入園(退園)、保護者の方が育児休業を取得することにより保育必要量に変更になる場合等には、施設に備えている「異動届」等にて施設を通じて変更を届け出てください。原則、区役所・支所の窓口にご届出のあった日の翌日より変更となります。

(3) 失業・疾病・罹災等の不測の事態により、世帯の所得が前年の7割以下に減少、または不測の出費が世帯出費の3割以上増加になり、保育料の支払いが困難になった場合に適用される減免制度がありますので、区役所・支所の窓口にご連絡ください。(育児休業や自己都合退職・転職等や自営の売り上げ減少等は軽減の対象にはなりません。)

5 実費徴収に係る補足給付事業

本市では生活保護世帯(負担区分A階層)を対象に実費徴収に係る補足給付を行っています。教材費・行事費等について、施設が減免を行う場合に子ども1人あたり月額2,500円を基準として施設に対し補助を行います。詳しくは、ご利用の施設等にご確認ください。

6 保育料の延滞金と滞納処分について

(1) 保育料を納期限までに納付されない場合、保育料とは別に年8.8%(最初の1か月は年2.5%)の割合で計算した延滞金を納めていただきます。(令和3年12月31日までの割合。算出した金額が1,000円未満の場合全額を切り捨てます)。保育料の期限内納付をお願いいたします。

(2) 保育料を滞納すると、施設を通じて督促状を発行します。督促状の納期限までに納付されない場合、法令等の規定により、調査の上、給料・預貯金などの財産の差押処分を実施しています。

7 幼児教育・保育の無償化について

(1) 認可保育所、認定こども園（2号）を利用する3歳児クラスから5歳児クラスに在籍する全ての児童について、令和元年10月1日から、保育料が無償化されています。なお、年度の途中で満3歳になる2歳児クラスに在籍する児童については、翌年度の4月に3歳児クラスに進級するまでは無償化の対象となりません。

(2) 今回保育所等に入所された方は、本市が保育料の決定を行いますので、手続きは不要です。

(3) 給食の材料にかかる費用（主食費及び副食費）については、自宅で子育てを行う場合も食費として同様にかかる費用であることから、無償化後も3歳児クラスから5歳児クラスの児童の保護者の皆様にはご負担をお願いいたします。実費徴収として施設に直接お支払いください。

ただし、世帯の市町村民税所得割合計額が57,700円未満（ひとり親世帯等については77,100円以下）（※1）の場合及び第3子以降（※2）については、副食費（おかず代）は免除となります（主食費（ごはん等代）は免除となりません）。

※1…父母の収入が生活保護水準以下の場合において、同居している祖父母の市町村民税額を算定に含むことでその合計額が基準額を超える場合には、副食費は免除とはなりません。

※2…「第3子以降」とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合（幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育施設、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含みます。）の第3子以降の児童をいいます。

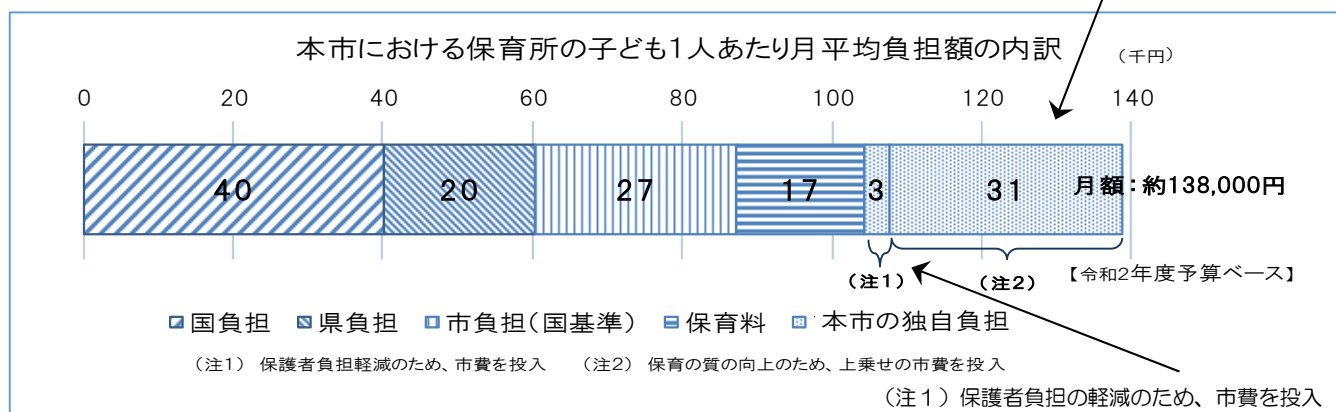
※3…主食の提供を行っていない施設を利用している場合や、主食の提供を行っている施設でも提供を受けていない場合は、主食費の支払いはありません。

8 保育所等を運営する経費について（令和2年度予算）

保育所等運営経費を100%とすると、図のとおり保護者の皆様に負担いただく保育料から賄う分は約12%であり、国・県が約43%、それ以外の約44%は本市が負担します。本市では、児童の処遇向上のため、保育所等の運営について国基準に上乗せした基準を定めています。

ご負担いただく保育料については、国が定める国基準上限額の一部を本市が負担することで、保護者の皆様の負担を軽減しております。

（注2）保育の質の向上のため、上乗せ分の市費を投入



問 合 せ 先	電 話 番 号	問 合 せ 先	電 話 番 号
川崎区役所児童家庭課	201-3219	高津区役所児童家庭課	861-3250
大師地区児童家庭サービス担当	271-0150	宮前区役所児童家庭課	856-3258
田島地区児童家庭サービス担当	322-1999	多摩区役所児童家庭課	935-3297
幸区役所児童家庭課	556-6688	麻生区役所児童家庭課	965-5158
中原区役所児童家庭課	744-3263	こども未来局保育対策課	200-3727